計画策定年度	令和８年度
計画主体	島根県邑南町

邑南町鳥獣被害防止計画

〈連絡先〉

担当部署名	島根県　邑南町 産業支援課
所在地	島根県邑智郡邑南町矢上６０００番地
電話番号	０８５５－９５－１１１６
FAX 番号	０８５５－９５－０１７１
メールアドレス	sanshin1173@town-ohnan.jp

１．対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、ツキノワグマ、アライグマ、ヌートリア、ノウサギ、カワウ、サギ類、カラス
計画期間	令和８年度～令和１０年度
対象地域	島根県　邑南町

２．鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（１）被害の現状（令和６年度）

鳥獣の種類	被害の現状			
	品目	被害額(千円)	被害面積等(a)	備考
イノシシ	水稲	6,336	445	食害、踏み倒し、ぬたうち、掘り返し
	野菜	―	―	
	果樹	―	―	
	林産物	―	30	
	計	6,336	475	
ニホンザル	水稲	―	―	水稲の食害、家庭菜園等の食害、農産物倉庫への侵入
	野菜	187	2	
	果樹	36	1	
	林産物	―	―	
	計	223	3	
ニホンジカ	水稲	222	16	田植え後の水稲や野菜の食害、植林直後の稚苗の食害、樹皮剥ぎ、角こすり被害
	野菜	600	20	
	造林木	4,587	928	
	計	5,409	964	
ツキノワグマ	果樹	―	―	人身被害、柿等の食害
	養蜜	―	―	
アライグマ	果樹	―	―	食害、家屋侵入、フンによる生活環境被害
	野菜	―	―	
ヌートリア	水稲	―	―	食害
	野菜	―	―	
	計	―	―	
ノウサギ	野菜	―	―	食害
	造林木	2,013	456	
カワウ､サギ類	放流魚（鮎）	―	―	食害、苗の踏み倒し
	養殖魚類	―	―	
	水稲幼苗	―	―	
カラス	野菜・果樹	―	―	食害、苗の踏み倒し
	家禽	―	―	
合計	水稲	6,558	461	
	野菜	787	22	
	果樹	36	1	
	林産物	―	30	
	造林木	6,600	1,384	

（２）被害の傾向

名称	発生時期	発生場所	被害内容	特徴
イノシシ	通年（特に秋）	町内全域	秋の水稲被害 野菜・タケノコ食害 未耕作農地・畦畔の掘り返し	水稲の被害面積、被害額とも最多。豚熱の影響が薄れ、被害は拡大傾向。
ニホンザル	通年（秋の水稲被害顕著）	町内全域（特に羽須美、田所、井原、中野、矢上）	水稲・野菜・果樹の食害 倉庫農作物盗食 家屋への侵入	家庭菜園中心で被害報告少なく全容把握困難。煙火に慣れ追い払い効果限定的。地域的に拡大傾向。
ニホンジカ	通年	町内全域	造林直後の稚苗食害 樹皮剥ぎ、角こすり 野菜、水稲食害	羽須美・瑞穂地域の被害が多いが石見地域にも拡大傾向。令和 3 年以降増加傾向で農林産物被害が顕著。水稲は回復力あり収量影響は限定的。
ツキノワグマ	秋（冬眠前）、春（冬眠明け）	山間部、空き家周辺	柿・果樹食害 錯誤捕獲 人身事故リスク	出没傾向は山のエサ資源次第。放任果樹に寄り付く傾向。2024 年の出没数は過去 5 年間で最多。
アライグマ	通年	町内全域（特に羽須美地域）	農作物食害 空き家や川近くでねぐら形成	目撃・捕獲が急増。
ヌートリア	通年	町内全域（河川・ため池周辺）	水稲・野菜食害	ねぐら形成し被害拡大。
カワウ	通年	大きなため池、一級河川支流	放流鮎・養殖魚食害	食害深刻。漁協駆除活動対象。継続的に発生。
サギ類	通年	町内全域水田	水稲苗踏み荒し・引き抜き	捕食時に苗被害。継続的に発生。
ノウサギ	通年	新植造林地	幼木食害	農作物被害は少ないが、特定造林地で食害発生。被害急増。
カラス	通年	町内全域、牛舎	野菜・果樹食害 乳牛被害（乳房つつき死亡例）	年間通じて被害発生。畜産被害もあり、継続的に発生。

（３）被害の軽減目標

名称	指標	現状値（令和６年度）	目標値（令和１０年度）
イノシシ	被害金額	6,336 千円	5,068 千円
	被害面積	475a	380a
ニホンザル	被害金額	223 千円	178 千円
	被害面積	3a	2a
ニホンジカ	被害金額	5,409 千円	4,327 千円
	被害面積	964a	771a
ノウサギ	被害金額	2,013 千円	1,613 千円
	被害面積	456a	364a
計	被害金額	13,981 千円	11,184 千円
	被害面積	1,898a	1,518a

※被害がなかった鳥獣については、引き続き被害が発生しないことを目標とする。

（４）従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課　　題
捕獲等に関する取組	■捕獲体制の整備 ・狩猟免許取得費の補助 ・新人育成研修、特定外来生物講習会等各種研修会の開催 ・有害鳥獣捕獲補助員の確保	・狩猟免許新規取得者の増加（特に銃猟） ・くくり罠使用者の育成 ・捕獲班員の経験に応じた研修等の開催
	■捕獲機材の導入 ・捕獲通報装置による見回りの効率化 ・トレイルカメラ活用による捕獲効率向上 ・箱わなの貸し出し	・ICT 機器の普及、利用者数の増加
	■捕獲鳥獣の処理方法 ・集合埋設施設の整備 ・ジビエ活用に関する講演会	・利用しやすい場所への整備 ・ジビエ活用のための体制整備
防護柵の設置等に関する取組	■侵入防止柵の設置 ・総合交付金の整備事業、集落支援事業による防護柵の設置	・防護柵設置後の定期的な保守管理の指導 ・電気柵の設置間隔や電圧管理等適切使用の普及啓発
	■追上げ・追い払い活動 ・煙火講習会の開催 ・学校関係者の煙火講習受講	・多様な担い手の参画促進
生息環境管理その他の取組	■緩衝帯の設置 ・農地に隣接する里山の緩衝帯設置	・地域ぐるみで取り組む意識の醸成
	■放任果樹の除去 ・放任果樹（柿、栗等）の伐採	・町外在住者への放任果樹の伐採の啓発
	■鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及 ・出前講座の開催 ・集落アンケートによる被害状況の把握	・防護柵の適切管理の啓発 ・放任果樹伐採等の啓発 ・集落の状況のマップ等への落とし込み

（５）今後の取組方針

■共通

本防止計画を基本に、県の定める第 13 次鳥獣保護管理事業計画及び第 2 期島根県農林水産基本計画を参考として、生息環境管理、被害防除、個体群管理に取り組む。

具体的には、放任果樹伐採や緩衝帯整備、耕作放棄地の草刈りなど、鳥獣が寄り付きにくい環境づくりに取り組む。また、既設の防護柵の適切な管理を指導し、新たな防護柵を設置に対しては設置後の管理体制整備を求めるなど、防護柵が最大の効果を発揮できるよう侵入防止対策を強化する。

有害鳥獣捕獲や個体数調整事業を積極的に実施するとともに、狩猟免許の新規取得を推進し捕獲者確保を進める。また、獣種に応じて適切なわなが利用できるように、知識及び技術の向上を図るとともに捕獲者の安全教育に取り組む。捕獲通報装置等 ICT 機器の利用を促進や集合埋設の整備により捕獲者の省力化・効率化を図る。また、町内外の事業者や近隣市町等と連携し、ジビエ活用など捕獲個体の資源としての利用拡大に取り組む。

地域住民による集落点検の実施を促し、鳥獣被害マップの作成や防護柵の点検、センサーカメラ等による出没状況の確認、捕獲活動など鳥獣害に強い地域づくりを推進する。

イノシシ	既存の防護柵の適切管理を啓発するとともに、新規設置・追加設置を支援する。また、緩衝帯整備や不耕作地の草刈り等の生息環境整備の実施を促す。 併せて、人里付近の個体を捕獲檻や銃器で捕獲する。
ニホンザル	複合柵やネット柵による侵入防止対策のほか、煙火や花火による追い上げ・追い払い活動、放任果樹の伐採や緩衝帯の整備等、集落をエサ場にさせない対策を地域ぐるみで取り組むよう推進する。また、町内に存在する群れの全体像を把握し群れごとの管理方針を定める。群の雌に発信器を取り付け、群れの移動経路等を把握し、大型捕獲オリでの捕獲の効率化を図る。また、銃器も活用し効果的な捕獲に努める。
ニホンジカ	水稲や野菜等の農作物や林産物の食害が増加しており、複合柵の整備に加え、林内の捕獲用ネット柵の普及を推進し被害の軽減に努める。 捕獲効率向上のためにセンサーカメラによる情報を実施隊等と共有し、重点的な捕獲区域を特定する。低密度での捕獲体制の強化のために研修会を実施し、くくりわな使用者の増加を図る。また、銃猟技術向上のための射撃訓練を実施し、巻き狩り、シャープシューティングまたは忍び猟等銃猟による捕獲も促進する。既存の囲い罠も活用し、多様な手法による積極的な個体数調整を行う。 中国山地のニホンジカ対策として、隣県の関係市町とも情報共有し、効果的な被害対策や捕獲事業を高密度になる前に実施する必要があり、捕獲関連事業を積極的に実施する。
ツキノワグマ	全国的なクマ被害により住民がクマ対策に関心を持っていることから、クマ対策の研修を実施し、放任果樹の伐採や緩衝隊の整備等、クマ等を寄せ付けない環境づくりを進める。また、島根県がＧＰＳ等を活用して収集する生息状況を把握し注意喚起を促すなど、被害防止に向けた対策を図る。
アライグマ ヌートリア	防除計画に基づき捕獲を進め、町内から完全排除する事を最終目標とする。
カワウ、サギ類	各漁協と情報共有し、全国カワウの日に合わせた一斉駆除を継続して実施す

	る。また、ドローンによるコロニー調査を実施し、雛が巣立つ前の適期の営巣木伐採や煙火による追い払い、銃器が使用可能な場所では銃器による捕殺も実施する。
ノウサギ	育苗ほ場の防護ネット設置、植林後の幼木保護のための忌避剤散布のほか、施行地に適した防除対策を講じる。被害が深刻な地区では、有害鳥獣として駆除捕獲を実施する。
カラス	防鳥ネットや忌避用具の活用を主とするが、銃器が使用可能な場所では銃器による一斉駆除も実施する。また、被害が大きい地域では大型捕獲オリの設置も検討するなど、複数の対策を組み合わせて実施する。

3．対象鳥獣の捕獲等に関する事項

（1）対象鳥獣の捕獲体制

邑南町鳥獣被害対策実施隊	邑南町鳥獣被害対策実施隊設置要綱に定める実施隊の業務が円滑に実施できるよう、研修や情報共有を行い、地域の鳥獣被害対策への積極的な参画を進める。また、わな設置等の指導により、捕獲班の捕獲力の向上を図る。
邑南町有害鳥獣捕獲班	町内の狩猟登録者を捕獲班員として捕獲班を編成し、町内全域での有害鳥獣捕獲に取り組む。シカ対策強化のために、くくり罠の研修を実施する。また、捕獲班の継続確保や第１種銃猟免許所持者の増員に向けて、免許取得者に対する支援制度を継続する。
邑南町有害鳥獣捕獲補助員	捕獲班が設置した見回りやエサの補充等、捕獲班の見回り・エサやりの省力化を図り、捕獲班が円滑に捕獲活動を実施できるサポート体制を整備する。
特定外来生物捕獲従事者	わな猟免許所持者のほか、町が開催する講習会を受講し、適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を有していると認められた者を捕獲従事者として捕獲体制を構築する。従事者が実施隊や有害鳥獣捕獲班から捕獲技術を習得すると共に、目撃情報を共有することで町内の特定外来生物の一掃を目標とする。

（2）その他捕獲に関する取り組み

年度	対象鳥獣	取り組み内容
令和 8 年度～令和 10 年度	イノシシ	・捕獲技術の向上及び安全対策の徹底を図るための研修会の実施 ・豚熱収束後のジビエ利用率向上対策の実施
	ニホンザル	・エサ場になりやすい放任果樹の伐採等集落の環境整備 ・GPS 等を活用した生息範囲や群れの行動の把握 ・大型捕獲檻を管理する組織間の情報共有による効率的な捕獲の促進
	ニホンジカ	・県のライトセンサス等を活用した生息範囲・密度の把握 ・広域連携による被害情報の共有及びジビエ等資源活用体制の構築
	ツキノワグマ	・エサ場になりやすい放任果樹の伐採等集落の環境整備 ・わなを設置する際の錯誤捕獲に関する注意の徹底 ・錯誤捕獲時のゾーニング管理に基づいた適切な対処
	アライグマ ヌートリア	・捕獲班による有害鳥獣捕獲や環境省の捕獲制度を活用した狩猟免許のない農業者による年間捕獲体制の維持及び促進
	カワウ、サギ類	・実施隊及び捕獲班による適期の集団繁殖地での追払い活動 ・銃器による一斉捕獲等の実施

	ノウサギ	・実施隊及び捕獲班による主に造林幼木の食害を軽減するための対策
	カラス	・実施隊及び第１種銃猟免許所持の捕獲班員を中心とした効率的捕獲 ・大型捕獲オリによる集中捕獲の実証実験の検討

（３）対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

① イノシシ

有害鳥獣捕獲数は、令和２年度が過去最高の 867 頭であったが、令和 5 年度以降は豚熱の影響もあり、捕獲頭数、農産物被害ともに 2～3 割程度減少している。しかし、豚熱サーベイランスでは、ここ数年間、県西部で陽性個体が発見されていないことから、今後、個体数が増加すると思われる。

防護柵の設置に関わらず被害がある農地があることから、適切な設置を指導し被害を減らすことを基本とし、捕獲頭数は過去の実績を踏まえて設定する。

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	5 年平均
成獣	583	279	613	405	294	434
幼獣	283	98	241	118	87	165
計	866	367	854	523	381	599

②ニホンザル

被害や目撃が町内各地で確認されており、生息区域は年々拡大していると思われる。捕獲数は令和 3 年度以降 30 頭前後で推移しているが、学習能力が高く、捕獲には苦慮している。GPS 等を装着し、群れの移動を把握し、効率的な捕獲に努め全頭捕獲を目指す。

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	5 年平均
成獣	52	34	31	21	38	35
幼獣	7	0	3	1	2	2
計	59	34	34	22	40	37

③ニホンジカ

事業による個体数調整捕獲を含め毎年 300 頭以上捕獲しているにも関わらず、新植幼木や水稲・野菜の被害エリアが町内全域に拡大していることから、町内での繁殖が急速に進んでいると考えられる。

近隣の市町等と連携して、移動ルートや生息密度等の情報を共有し、広域的な捕獲を推進する。出没件数の増加を考慮し、個体数調整のため現在の捕獲頭数以上の捕獲を目標とする。

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	5 年平均
成獣	96	194	273	294	248	221
幼獣	4	2	4	2	2	2
計	100	196	277	296	250	223

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和８年度	令和９年度	令和１０年度
イノシシ	450	450	450
ニホンザル	50	80	80
ニホンジカ	350	350	350

捕獲等の取組内容
対象鳥獣の捕獲は、許可捕獲、個体数調整捕獲とする。主に水稲に被害を及ぼすイノシシは猟期を除いた期間のみ有害捕獲を行う。野菜等の食害があるニホンジカ及びニホンザルは年間を通じて捕獲を行う。アライグマ等の外来生物は防除実施計画に基づき防除を実施する。捕獲の対象区域は狩猟捕獲では除外される保護区等も含め、農林産物の被害状況を適宜把握し、適期の駆除を行う。使用猟具は、オリ、ワナ、銃器とし、獣種によってはこれらの猟具を組み合わせ効率的、かつ、効果的な捕獲に努める。また、捕獲通報装置等のＩＣＴ機器も活用し、作業の省力化、捕獲効率のアップを図る。狩猟免許取得経費や猟具購入に当たっては、当事者の負担軽減のため集落支援事業等の活用を図る。捕獲の指導は、鳥獣被害対策実施隊が中心的な講師となり、新規に有害鳥獣捕獲班となった者を対象に捕獲技術のレベルアップを図る。

ライフル銃（特定ライフル銃を含む）による捕獲等を実施する必要性及びその取り組み内容
被害防止計画に基づきライフル銃で捕獲する対象鳥獣は、主にニホンザル、ニホンジカ、ツキノワグマとする。ニホンザルについては警戒心が強いため、近距離からの散弾銃猟が困難な場合にはライフル銃による銃猟も可能とする。ニホンジカは、近年、生息密度が高まっていることから、牧草地や森林伐採跡地等でのコール猟等銃器を使用した捕獲も積極的に進める。ツキノワグマは、くくり罠による錯誤捕獲があった場合に、ライフル銃を使用して安全な距離から確実な捕獲が必要となる。

（４）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

４．防護柵の設置等に関する事項

（１）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
イノシシ	ワイヤーメッシュ柵 5,000m 電気柵 2 段張り 5,000m	ワイヤーメッシュ柵 5,000m 電気柵 2 段張り 5,000m	ワイヤーメッシュ柵 5,000m 電気柵 2 段張り 5,000m
ニホンザル	複合柵　5,000ｍ 既存ｲﾉｼｼ用ﾜｲﾔｰﾒｯｼｭ柵 ＋電気柵 2 段張り新設	複合柵　5,000ｍ 既存ｲﾉｼｼ用ﾜｲﾔｰﾒｯｼｭ柵 ＋電気柵 2 段張り新設	複合柵　5,000ｍ 既存ｲﾉｼｼ用ﾜｲﾔｰﾒｯｼｭ柵 ＋電気柵 2 段張り新設
ニホンジカ	ワイヤーメッシュ柵 H=2m 5,000m 電気柵 4 段張り 5,000m	ワイヤーメッシュ柵 H=2m 5,000m 電気柵 4 段張り 5,000m	ワイヤーメッシュ柵 H=2m 5,000m 電気柵 4 段張り 5,000m

（２）侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取り組み内容		
	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
イノシシ	・ワイヤーメッシュ柵周辺の草刈り、定期点検及び補修 ・電気柵は必要期間のみの設	・ワイヤーメッシュ柵周辺の草刈り、定期的な点検、補修 ・電気柵は必要期間のみの設	・ワイヤーメッシュ柵周辺の草刈り、定期的な点検、補修 ・電気柵は必要期間のみの設

	置通電、定期的な電圧確認	置通電、定期的な電圧確認	置通電、定期的な電圧確認
ニホンザル	・集落ぐるみの追い上げ、追い払いの促進及び多様な主体の追い上げ・追い払い参加 ・防止柵を覆う立木の伐採 ・電気柵の定期的な電圧確認	・集落ぐるみの追い上げ、追い払いの促進及び多様な主体の追い上げ・追い払い参加 ・防止柵を覆う立木の伐採 ・電気柵の定期的な電圧確認	・集落ぐるみの追い上げ、追い払いの促進及び多様な主体の追い上げ・追い払い参加・防止柵を覆う立木の伐採 ・電気柵の定期的な電圧確認
ニホンジカ	・既存メッシュ柵の複合柵化 ・電気柵の定期的な電圧確認 ・防止柵の定期点検、補修	・既存のメッシュ柵の複合柵化 ・電気柵の定期的な電圧確認 ・防止柵の定期点検、補修	・既存のメッシュ柵の複合柵化 ・電気柵の定期的な電圧確認 ・防止柵の定期点検、補修
ツキノワグマ	・出荷する果樹や養蜂箱周辺の電気柵設置	・果樹や養蜂箱周辺の電気柵設置	・果樹や養蜂箱周辺の電気柵設置

５．生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和８年度	イノシシ	・耕作放棄地の除草、野菜残滓投棄の防止等の啓発 ・農地に隣接する里山の緩衝帯整備
	ニホンザル	・出没情報や被害情報の共有 ・果実の全量収穫、放任果樹伐採、秋起こし等環境管理の啓発 ・GPS を活用した生息状況の把握
	ニホンジカ	・センサーカメラ等を活用した生息密度の把握と捕獲者への情報共有
	ツキノワグマ	・目撃情報の共有、アプリの有効活用 ・果実の全量収穫、放任果樹伐採、野菜残滓の投棄防止等誘因物除去の啓発
令和９年度	イノシシ	・耕作放棄地の除草、野菜残滓投棄の防止等の啓発 ・農地に隣接する里山の緩衝帯整備
	ニホンザル	・出没情報や被害情報の共有 ・果実の全量収穫、放任果樹伐採、秋起こし等環境管理の啓発 ・GPS を活用した生息状況の把握
	ニホンジカ	・センサーカメラ等を活用した生息密度の把握と捕獲者への情報共有
	ツキノワグマ	・目撃情報の共有、アプリの有効活用 ・果実の全量収穫、放任果樹伐採、野菜残滓の投棄防止等誘因物除去の啓発
令和10年度	イノシシ	・耕作放棄地の除草、野菜残滓投棄の防止等の啓発 ・農地に隣接する里山の緩衝帯整備
	ニホンザル	・出没情報や被害情報の共有 ・果実の全量収穫、放任果樹伐採、秋起こし等環境管理の啓発 ・GPS を活用した生息状況の把握
	ニホンジカ	・センサーカメラ等を活用した生息密度の把握と捕獲者への情報共有
	ツキノワグマ	・目撃情報の共有、アプリの有効活用 ・果実の全量収穫、放任果樹伐採、野菜残滓の投棄防止等・誘因物除去の啓発

６．対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

（１）関係機関等の役割

関係機関等の名称	役　割

島根県 西部農林水産振興センター 県央事務所	鳥獣関連法令に基づく有害捕獲許可 情報収集と関係機関との調整 麻酔の使用判断等
川本警察署	住民の安全確保、交通規制、警邏
邑南町	鳥獣保護管理法に基づく緊急銃猟の実施
邑南町鳥獣被害対策実施隊 （≒猟友会の会員）	町の指示による関係機関と連携した捕獲活動

（２）緊急時の連絡体制

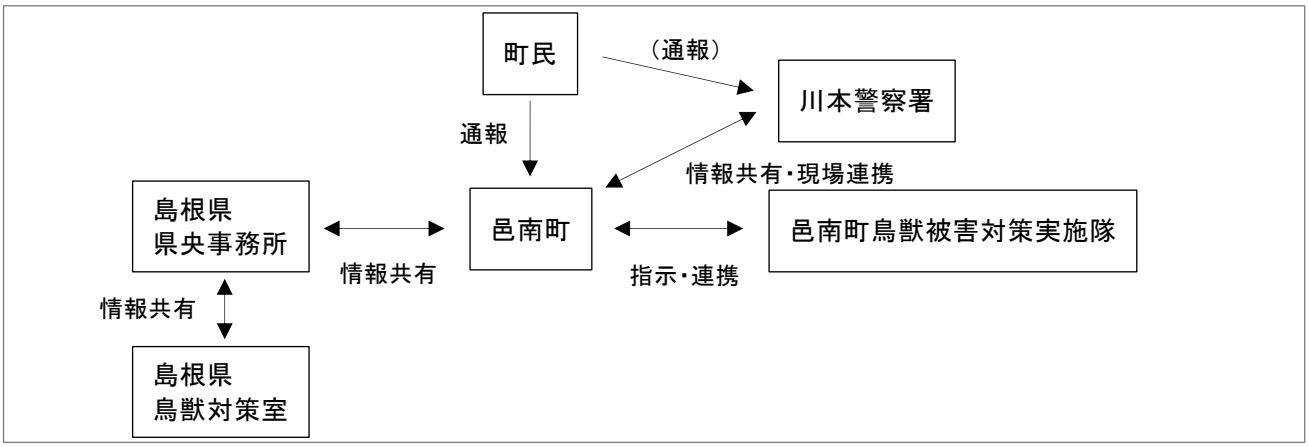

7．捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

利活用不可能な個体や解体残滓は、林内埋設、集合埋設処分または焼却処分とする。
イノシシやニホンジカ等食用として利活用可能な個体は、民間の食肉加工施設の利用を促す。
ジビエ活用の目標は、ニホンジカは 20%以上とし、島根県において豚熱対策が解除された後のイノシシは 40%以上とする。

8．捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その他有効な利用に関する事項

（１）捕獲等をした鳥獣の利用方法

食　　品	民間の食肉加工施設等を通じて食品としての利用を促進する。町内の施設で受けきれない捕獲個体は、広域的に自治体間で連携し、食品利用体制を構築する。町内で事業化を目指すものに対して必要な支援を行う。
ペットフード	郡内の施設等を通じてペットフードとしての利用を促進する。
皮　　革	郡内の民間施設で取組中。 引き続き、資源としての有効活用を促進する。
その他 （油脂、骨製品、角製品、動物園等での屠体給餌、学術研究等）	施設の設備や各分野で専門知識を有する人材が必要となる。将来取り組むべき事案として関係機関と今後協議を進める。

（２）処理加工施設の取組

郡内の既存施設と連携することを基本とし、広域で取り組むべき事案に関しては郡内３町が共通認識で対応するものとする。今後、町内で小規模な処理加工施設等を新設、又は、既存建物の増改築により整備したい旨の要望があった場合には、県や町の補助対象事案の有無に関わらず、事業実施者の負担軽減が図られるよう指導助言を行う。

（３）捕獲等をした鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

利活用する捕獲個体の運搬、搬入、衛生管理について、捕獲者の意識向上に向けた研修を実施する。捕獲個体の有効活用について学ぶ機会を作り、ジビエの需要拡大や資源利用を促進する。

９．被害防止施策の実施体制に関する事項

（１）協議会に関する事項

協議会の名称	邑南町鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役　割
邑南町（町長、副町長、担当課長）	事業の企画・提案・推進、情報提供、有害鳥獣捕獲の実施、住民への啓発、協議会事務局
邑南町農業委員会	被害状況の調査・情報収集
島根県農業協同組合島根おおち地区本部	被害状況の調査・情報収集
邑智郡森林組合代表理事組合	被害状況の調査・情報収集、ニホンジカ捕獲事業の協力
島根県共済組合邑智事務所	被害状況の調査・情報収集、
邑南町猟友会	捕獲技術の指導
邑南町有害鳥獣捕獲班各地区班長	有害鳥獣捕獲の実施、捕獲技術の向上
島根県鳥獣保護管理員邑南町担当者	情報提供、提言、助言
邑南町内野猿被害対策組合長 （または協議会長）	ニホンザルの捕獲の実施、情報提供、提言、助言
江川漁業協同組合長	カワウ、サギ類の捕獲関連事業の情報提供、提言、助言
八戸川漁業協同組合長	カワウ、サギ類の捕獲関連事業の情報提供、提言、助言

（２）関係機関に関する事項

関係機関の名称	役　　割
島根県西部農林水産振興センター県央事務所	有害鳥獣関連情報の提供、被害防止の技術指導・研修会開催、その他必要な調査、助言、指導等
島根県中山間地域研究センター	有害鳥獣関連情報の提供、被害防止の技術指導・研修会開催、その他必要な調査、助言、指導、新技術の実証等

（３）鳥獣被害対策実施隊に関する事項

鳥獣による被害を防止するために以下の事業を実施する。 ・有害鳥獣の生息状況調査 ・有害鳥獣による農産物等の被害調査及び個体処理 ・放任果樹の伐採や緩衝帯整備の事業立案、防護柵の設置支援や指導などの被害防除 ・有害鳥獣の捕獲及び捕獲班への技術指導

（４）その他被害防止施策の実施体制に関する事項

集落が鳥獣被害をより効果的に防止できる体制を整備するため、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度等を促し、地域自衛体制を確立する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

ニホンジカ被害が拡大している隣接県の市町も構成員となっている広島広域都市圏産業部会で情報共有を図るとともに、広域的な捕獲体制及び捕獲個体の処理体制構築の検討を進める。